

令和6年8月30日
名古屋高速道路公社
総務部 総務課
052-919-5642

低入札対策の強化について

名古屋高速道路公社では、かねてから工事等の適正な履行、下請業者へのしわ寄せ防止、安全管理体制の確保及び品質確保などの観点から、低入札の排除に努めてきたところであります。

今回一層の低入札対策の強化を図ることとし、以下のとおり、測量業務、地質調査業務、建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント等業務」といいます。）について調査基準価格及び最低制限価格の見直しを行います。

1 改正内容

建設コンサルタント等業務に係る低入札価格調査制度における「調査基準価格」及び「最低制限価格」の算定式について、算定に使用する諸経費又は一般管理費等の算入率を別紙のとおり引き上げます。

また、建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を「80%」から「81%」へ引き上げます。

2 対象業務

「調査基準価格」は総合評価落札方式により競争入札に付す建設コンサルタント等業務。

「最低制限価格」は競争入札（総合評価落札方式を除く。）に付す建設コンサルタント等業務。

3 開始時期

令和6年10月1日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用します。

1. 調査基準価格の算定式

$$\text{調査基準価格 (税込み)} = (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}) \times 1.10$$

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額 $\times \frac{5}{10}$ 【改正前 4.8/10】	測量調査費の額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	技術料等経費の額 $\times \frac{6}{10}$	諸経費の額 $\times \frac{6}{10}$	特別経費の額
土木関係の建設コンサルタント業務 (一般管理費等を用いる場合)	直接人件費の額	その他原価の額 $\times \frac{9}{10}$	一般管理費等の額 $\times \frac{5}{10}$ 【改正前 4.8/10】	直接経費の額
土木関係の建設コンサルタント業務 (一般管理費等を用いない場合)	直接人件費の額 (又は直接調査費)	諸経費の額 $\times \frac{6}{10}$	—	直接経費の額 その他実費の額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額 $\times \frac{9}{10}$	解析等調査業務費の額 $\times \frac{8}{10}$	諸経費の額 $\times \frac{5}{10}$ 【改正前 4.8/10】
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	その他原価の額 $\times \frac{9}{10}$	一般管理費等の額 $\times \frac{5}{10}$ 【改正前 4.5/10】	直接経費の額

ただし、測量業務は予定価格の $\frac{6}{10} \sim \frac{8.2}{10}$ 、建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務は予定価格の $\frac{6}{10} \sim \frac{8.1}{10}$ 【改正前 $\frac{8}{10}$ 】、地質調査業務は予定価格の $\frac{2}{3} \sim \frac{8.5}{10}$ の範囲内で設定します。

2. 最低制限価格の算定式

調査基準価格の算定式と同じです。